

## 令和5年度第2回静岡市債権管理委員会議事録

### 1 開催期日等

(1) 日 時 令和5年10月17日（火）14時から15時20分

(2) 場 所 静岡市庁舎 新館8階 市長公室

(3) 出席者

委員長 大長副市長

委員 財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長

子ども未来局長、上下水道局長、（総務局長欠席）

部会員 総務課長、政策法務課長、税制課長、納税課長、滞納対策課長、

福祉総務課長、介護保険課長、福祉債権収納対策課長、

清水病院事務局医事課長、子ども家庭課長、会計室次長

お客様サービス課長、（人事課長欠席）

(4) 報道関係者 なし

### 2 議事進行

【報告1】令和4年度 収入未済額の状況について

【資料1-1】  
【資料1-2】  
【資料1-3】  
【資料1-4】事務局より資料に基づき説明がされた。

【質疑】

なし

委員長

静岡市全債権における収入未済額は、前年度より3億2,800万円圧縮され、収入率は0.18ポイント向上したことですので、皆さんのがんばっていただいた成果だと思います。また、4ページに「徴収部門が一致団結して滞納整理に取り組んだ成果である。」と書かれておりますがまさにその通りだと思います。一部に収入未済額が増加している債権もありますで、引き続きがんばっていただきたいと思います。不納欠損においては、過去5年で半減したことですので、これも努力の賜物であると考えます。市税以外は、時効による不納欠損が大部分を占めておりますが、時効までの期間が短い債権では、迅速な処理を行うための滞納整理方針を定め、早期滞納解消に努めていただくようお願ひいたします。

【報告2】令和4年度主要債権の状況及び令和5年度収入未済額縮減に向けた取組み等について

【資料2】「1. 収入未済額の推移」について事務局より説明がされた後、「2. 令和

4年度実績評価及び令和5年度の課題について、「3. 令和5年度滞納整理強化期間実施計画」について各債権所管委員より説明がされた。

#### 財政局長（市税）

資料10ページ冒頭の数字は、先に説明がありましたとおり、収入未済額は全体で1億3,000万円ほど縮減することができました。収入率も2年続けて99%を超えていいるという状況です。

2の令和4年度実績評価及び令和5年度の課題についてですが、4年度についてはスケジュール管理において、一部前倒しをして進めております。1～2か月程度前倒し作業することによって早期の完結を進めるという取り組みをしました。また、一斉催告の回数を4回から5回に増やす中で、さらに財産調査、電話による直接催告の回数を増やしました。財産調査は約13%、電話催告は約6%の件数増加となり1.3億円の縮減ができたという状況です。5年度につきましては、年5回の一斉催告の後、合わせて電話による直接催告を行うこととさせていただきました。電話による直接催告を、一斉催告後、15日間程度行います。他には、滞納繰越1年目の事案、高額事案、相続発生事案を早期に着手するため、滞納繰越1年目の事案については、現年度を担当する納税課、清水市税事務所から滞納対策課への移管を1か月早め、10月から9月とさせていただきました。高額事案等については、随時移管することとさせていただきました。

3の強化期間ですが、実施期間は、納税課、清水市税事務所においては、催告に合わせて行うこととさせていただきましたので、1回目から5回目まで催告に合わせた時期が記載されております。滞納対策課においては、11月を中心に、1回目、2回目を組んでいます。初動の強化と早期の解決を図っていきたいと思います。取組内容や効果の一部にアスタリスクの部分がありますが、直前にどういう目標にするかを定めます。11月の強化期間については、10月20日頃目標を定めたいと思っています。途中経過の報告ですが、実施期間における5月と7月は、既に催告に併せた夜間電話等を行なっております。第1回目は催告発送を6,400件ほど、電話催告を4,100件ほど行いました。それによって納付者数は4,300人ほど、納付割合は68%となっております。2回目は、催告発送を3,700件ほど、電話催告は2,770件行いました。納付者数は2,900人ほどで納付割合は79%となっております。それぞれ金額ベースで一年前と比較しますと、1回目は約4億円が約5億円に、2回目は約7億3,000万円が約8億3,000万円にとそれぞれ1億円ほどの効果が出ているものですから、一斉催告に合わせた電話催告は効果があると考えますので、今後も、3回目、4回目、5回目と続けていきたいと考えています。

保健福祉長寿局長

(国民健康保険料)

令和4年度実績評価及び令和5年度の課題についてですが、令和4年度は収入未済額が前年度と比べて合計1.3億円減少しました。収入率は、前年度と比べて合計0.38ポイント、現年分0.3ポイント、滞納繰越分0.32ポイント上昇しました。主な原因としては、翌年度への繰越額を減らすために現年分の徴収に注力したことや、金融機関が閉まっている時間でも納付できるよう、令和4年1月発送分から督促状、催告書にバーコードを印字しました。2月からは電子マネー決済を開始しまして、自主納付の機会を拡大したことによるものです。令和5年度は、さらなる収納率の向上のために、課内の徴収体制を見直し、納期限経過後半年以内の期別を滞納している初期滞納者を担当する量的整理（初期滞納）班と納期限経過後半年以降の長期累積事案を担当する質的整理班に分かれて滞納整理を行いました。量的整理班は、滞納が膨らまないうちから着手することで、早期解決や新たな滞納の抑制に取り組んでいます。また、質的整理班は、事案を精査することで滞納処分や執行停止などにより長期累積事案の解決に取り組んでいます。

次に、令和5年度滞納整理強化期間実施計画ですが、実施期間につきましては、11月から12月とし、夜間電話催告や休日納付相談を実施します。取組内容は、量的整理班は、日中や平日に連絡がつきにくい世帯を対象とし、催告漏れがないように努めます。質的整理班は、長期累積事案の解決を目指し、冬のボーナスを踏まえた納付折衝や滞納繰越分だけでなく、現年度分の口座振替を勧奨し、新たな滞納を発生させないような折衝をします。実施目標ですが、前年度の実績を上回るよう目標設定しました。

(介護保険料)

令和4年度実績評価及び令和5年度の課題についてですが、令和4年度は、従来の初期滞納者に対する文書や徴収員の臨戸による催告を行うとともに、滞納状況によって、はがきの催告書に加え封書による催告書を送付するなど、より効果的な催告を行うことに努めました。また、分割納付者に対する履行監視を強化し、財産調査の対象者を増やして、可能な限り差押えを実施したことにより、収入未済額は前年度比で約1,200万円減少し、合計収入率は0.14%上昇しました。令和5年度においても、更なる収入率向上のため、現年分については、新規資格取得者に対する保険料納付に関する制度の周知や口座振替勧奨などの新規滞納の発生防止及び初期滞納者に対する催告など滞納の早期解消に向けた取り組みを重点的に実施し、滞納繰越分については、財産調査、差押えを継続して実施していきます。

次に、令和5年度滞納整理強化期間実施計画ですが、実施期間につきましては、11月から1月までの3か月間を設定しました。取組内容は、従事する職員数が変わらないため、前年度と同程度の実施計画とし、文書や電話による催告のほか、徴収員による臨戸催告、財産調査を実施します。最後に実施目標ですが、前年度の実績値と同程度となるよう目標設定をしました。

#### (市立清水病院診療収入等)

令和4年度実績評価及び令和5年度の課題についてですが、令和4年度は、令和3年度より収入未済額が約1,768万6千円減少し、収納率は0.36ポイント上昇しています。主な要因としましては、令和3年度から新たな債権放棄の運用基準を適用したことにより、滞納繰越分の不納欠損額が増加したことが挙げられます。また、高額になりそうな債務者に対して、早期に納付相談等を着手したことなどにより、現年分収入未済額の圧縮に繋がりました。令和5年度は、前年度に引き続き、滞納繰越分の収入未済額の圧縮が課題となっております。このため、居所不明者や死亡者の住民票等調査による折衝先の把握をはじめ、分納不履行者への催告等を強化するとともに、支払督促を継続的に実施することで、収入未済額の圧縮に努めています。また、現年分につきましては、令和3年10月に運用を開始しました「オンライン資格確認システム」による「高額療養費制度における限度額適用認定証の区分確認」をオンラインで確認をして有効活用することや、「出産育児一時金の直接支払制度」の利用を奨励するなど、未収金の発生防止や、早期対応に取り組んでいきます。

令和5年度滞納整理強化期間実施計画ですが、実施期間につきましては、10月、12月、2月の年金支給月に設定します。取組内容は、現年分、滞納繰越分とともに前年度と同じ内容になりますが、夜間の臨戸催告、休日の臨戸催告、夜間の電話催告、支払督促を実施します。期間中の目標収納率ですが、現年分を37.00%、滞納繰越分を3.98%とし、前年度実績値を上回る目標としました。

#### (生活保護費返還金、徴収金等)

令和4年度実績評価及び令和5年度の課題についてですが、令和4年度の収入未済額は、前年度比で約247万円縮減することができました。これは、滞納繰越分の収入未済額が3,251万円増加したものの、現年分がそれを上回る3,498万円縮減したことが主な要因となっています。収入率については、30.11%と前年度比で1.83%低下しましたが、これは、滞納繰越分の調定額が3,648万円増加し、収入率が1.18%と低調だったことが主な原因です。債務者が生活保護受給者で無資力であるという生活保護債権の性質上、やむを得ない面もあると考えております。他方で、現年分

の収入率については、58.15%と4.58%上昇させており、早期着手に取り組んだ成果であると評価しています。取組目標としている分納率については、令和4年度は75.21%と前年度比で2.79%上昇しており、各区生活支援課で積極的な取り組みがあつたと評価しております。生活保護債権は、債務者が生活保護受給者であり無資力であるため、発生したら収入することが困難であるという債権上の課題があり、債権の発生の未然防止が重要であるため、令和5年度は、資産申告書や収入申告書の徴取、課税台帳照合調査等の取り組みについて、査察指導員が進捗管理を行い、債権額の縮減及び早期回収を図っていきます。

令和5年度滞納整理強化期間実施計画ですが、実施期間につきましては、10月から12月に設定しました。取組内容についてですが、現年分、過年度分を問わず、直近の3か月間で一度も納付のない者に対し、文書催告、電話催告、訪問催告、来所時の口頭催告のいずれかを実施します。また、現年分については、督促状を送付してもなお納付も分納誓約もない者に対しても早期に実施し、早期是正を目指します。期間中における実施目標につきましては、催告の実施件数を1,730件以上、分納件数を40件以上の2点を目標として取り組んでまいります。①催告の実施、②分納件数とともに前年度実績を上回る目標を設定しました。①催告の実施の内訳につきましては、最も効果の高いと思われる訪問催告の件数を500件と前年度実績の208件から約300件増やすことにしています。これは、令和4年度は新型コロナ感染拡大防止の観点から、生活保護業務として行うケースワーカーの家庭訪問について自粛せざるを得ず、電話による対応としてきましたが、令和5年5月の5類移行に伴い、家庭訪問を再開したため、滞納整理についても電話催告だけでなく、訪問催告を増やすことによる質の高い滞納整理を行っていこうと考えています。

子ども未来局長（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・同違約金）

記載のとおり、収入未済額が約1,500万円前年を上回りまして、その結果、合計収入率は1.71ポイント下降しております。この原因については、主に業務の着手が令和3年度と比べて遅かったという分析をしております。まず一つ目ですが、この債権につきましては、長期で滞納となっている債権を債権回収会社に委託しておりますが、委託する債権の依頼が令和3年度は8月に行っていたものが、令和4年度は1月になってしまったということ、二つ目は、滞納整理強化期間に伴う滞納通知についても3年度より遅くなったということで、スケジュール管理ができていなかつたということで捉えております。長期滞納債権は、債権回収会社に委託することで効率よく回収できると考えておりますので、令和5年度は、令和3年度並みに8月の時点での依頼を検討し、既に9月に実施しました。滞納整理強化期間に伴う滞納

通知の発送におきましても、既に10月2日に実施済みとなっております。今後は、組織としてスケジュール管理を行い、債権管理が重要な業務であるという認識をもって取り組んでいくことが必要だと思っておりますので、適切な債権管理に努めたいと考えております。

滞納整理強化期間につきましては、ただいま説明したとおり10月2日に滞納通知を発送しており、各区の子育て支援課の協力をいただきながら、スケジュール管理を行っております。この債権は、もともと償還能力の低いひとり親世帯に、お子さんの就学のための資金を貸し付ける事業により発生します。従って、返済が大変な世帯もあるということも想定されますので、連帯保証人への催告もしっかり行うようにしてきたいと考えております。

#### 上下水道局長（水道料金、下水道使用料）

水道料金、下水道使用料を一括して説明します。まず、令和4年度の実績評価ですけど、令和4年度の収入未済額合計は、水道料金が1億7,800万円余、下水道使用料が1億8,300万円余で前年度に比べてそれぞれ2,355万円余、1,181万円余減少しております。収入率は、水道料金が0.01ポイントの減少、下水道使用料が0.11ポイントの上昇となつておりますが、概ね目標どおり実施できたと考えております。特筆事項ですが、手形交換所廃止に伴い令和4年11月以降、水道料金、下水道使用料とともに金融機関から静岡市への入金日が全営業日から月3回に限定されております。この影響が少なからず出ておりまして、例えば、水道料金、下水道使用料は3月の検針の場合、当初納期限を4月30日、督促状の指定期限を5月28日に設定していますが、本年5月に主に督促状により支払ったものの多くが6月1日以降に市の口座に入金されているため、5月末時点の収入率に反映されず、特に現年分の収入率に影響が出ているものと考えております。この影響がなければ、水道料金、下水道使用料とも今回の数字より0.06%多い結果になつておりました。なお、電算システムの更新期であります令和6年10月から、現在より20日早く当初納期限を定められるようにするために、徴収サイクルの短縮化を進めておりまして、督促状の指定期限も20日から30日程度早めることができます。令和5年度は、10月から包括委託業務の受託者が変更となっておりまして、新たな受託者がもっているノウハウ、これは提案をいただきますので現在調整中ですが、それらを活用して現年分の収納率の向上を進めまいります。また、滞納繰越分については、水道料金では令和4年度に債務名義取得後の強制執行である預貯金の債権執行を初めて実施しまして、今年度は不動産強制競売も実施しております。また、長期滞納者の給水契約の解除についても、先進市からノウハウを提供していただきましたので、必要に応じて実施していきたいと考えており

ます。下水道使用料の滞納繰越分では、令和4年度に係員全員体制で滞納処分を行うこととして、今後も継続して全員体制でさらに差押え件数を増やし対応していきたいと考えております。また、今年度は、税の徴収部門から班長を経験した職員の配属がありまして、これまで経験のある預貯金や給与以外の債権の差押、例えば介護報酬、冠婚葬祭互助会費などの差押えについても初めて実施しました。

次に、滞納整理強化期間の実施計画についてですが、水道料金、下水道使用料の徴収は、包括委託契約により職員と委託業者で役割分担をして実施しているため、それぞれの実施する内容を説明させていただきます。なお、実施期間は、6月1日から12月31日としています。取組内容は、現年分は委託業者による1期催告のフォローアップ催告を12月に実施します。これは、滞納整理強化期間にかかわらず、毎月現年度1期催告として1期分のみ未納となっている滞納者に対して催告を実施していますが、納付の無かった者に対して再度催告を12月に実施するものであります。滞納繰越分の取組内容ですが、まず、職員が実施する取り組みを3点説明させていただきます。1点目は、長期滞納者の給水契約解除を必要に応じて実施します。これは、先ほども触れましたけど、最終的に訴えを提起し、契約を解除し、強制執行により給水メーターを回収しようとするものになります。これは、先進市のノウハウというところで説明したところであります。8月に政策法務課と協議をし、準備を進めていた案件でしたが、訴えの提起に至る前に解決しております。2点目は、債務名義取得案件の強制執行実施です。これも先ほど触れましたけど、8月に静岡地方裁判所に対して不動産強制競売の申し立てを行い、9月に強制競売開始決定がありました。今後も必要に応じて実施していきたいと思っております。3点目は、水道料金について支払督促を見据えた文書催告及び支払督促を9月から12月にかけて既に実施をしており、今後も実施してまいります。続きまして、委託業者が実施する取り組みについて説明します。1点目は、転居清算分催告を6月に実施し、12月に再度実施します。これは、令和3年度下半期以降に転居した者で、督促状を発送しても反応が無かった者に対し、再度催告をするものです。2点目は、令和4年7月から令和5年6月に検針した分の現年度1期催告のフォローアップ催告を7月に実施しまして、再度12月に実施します。12月に実施する分については、現年分の取組内容と重複記載ですが、これは、1期催告を実施しても納付の無かった者に対して再度の催告をするものです。3点目ですが、過年度の1期催告を12月に実施します。最後に目標値又は見込める効果ですが、下水道使用料のみ滞納案件と長期案件の滞納整理強化期間中収入率31%以上、転居清算分催告の収入率18%以上、7月に実施した現年度1期催告のフォローアップ催告の収入率61%以上、過年

度1期催告分の収入率45%以上を目標とします。7月に実施した分の結果につきましては、61.47%の収入率がありました。

【質疑応答】

駿河区長

生活保護費返還金でお聞きをしたいのですが、令和5年度の課題において「発生したら収入することが困難である」の記載があります。まさにそのとおりだと思いますので、未然に防止することが非常に重要なことだと思います。それに対する取り組みがありましたら教えてください。

福祉総務課長

未然に防止する策ではないんですけど、発生してしまった債権の中で生活保護の方でも唯一できる方法が、その月の保護費の中から天引きといいますか充当する方法があります。こちらは、生活保護債権の中で滞納処分ができるB債権のみが対象となっています。国からの指導によりまして、単身世帯では月額5千円を上限、複数世帯においては月額1万円を上限として、不正受給があった場合には、天引きをさせていただくということで考えております。未然防止につきましては、例年、市税の6月の当初賦課の時期に合わせて、資産調査や収入調査を実施しております。併せて給与収入がある方につきましては、毎月資産状況を確認させていただいております。併せて資料に記載させていただきました査察指導員ということで、各区の生活支援課の係長に進捗状況について管理していただいている。それらの中で未然防止に努めていきたいと考えております。

駿河区長

やはり未然防止が非常に重要だと思います。発生した後の生活保護費からの天引きといつても資力の無い方ですから、月5千円が上限では10万、100万単位の返還金が発生した場合、なかなか徴収できないということがあるものですから、発生させないという取り組みをぜひ強化していただきたいと思います。よくあるのが、大きな額の年金を受給している事実が遡及して発覚し、発覚時には消費に充ててしまった後で、未収金が発生してしまう事例です。そのような場合、100万円というような返還金に対して毎月数千円しか充当できずなかなか徴収が進まないといいケースもあります。ですから、このケースでは実際にどのような形で年金収入があるか、または、本来手続きをすれば年金を得られるのにしている場合など、年金に関する情報を掴んだ上で、査察指導を含めて管理していただければと思います。

福祉総務課長

年金に関しては、課税される年金であれば6月の資産状況の照会の時に、税サイドからデータがいただけるものですからそこで確認できるのですけど、実際にあった案件としましては、令和3年度の中に2,000万円程の高額な案件が1件あります。その方は受給している年金がいわゆる非課税年金と言われる類のもので、ご本人から申告が無く、当然税からも数字が出てくるものではありませんので、長期間に渡り非課税年金を受給していたという事実が分からなかったということがありました。当然、これは滞

納の案件になってしまっているものですから、こういった場合の対応もなんとかできるようにがんばっていきたいと考えております。

**委員長**

なかなか把握できない所得というのもあるようですので、工夫してやっていっていただければと思います。

**葵区長**

生活保護費返還金・徴収金ですが、保護費からの充当は、返還金、徴収金両方ともでできますか。

**福祉総務課長**

いわゆるB債権と言われる債権が保護費からの充当ができまして、不正受給の類のものがこれに当たります。それ以外のC債権と言われるものは、本人に帰すべき責めがないといいますか、そういった類の債権になりまして、こちらは保護費からの充当ができないということで国からの指導をいただいております。

**葵区長**

徴収金のみということですね。(そうです。)先程5千円を上限にと言われましたが、これは被保護者の同意が原則ですよね。(そうです。)この制度はずっと前から始まっていますが、私が危惧しているのが、若い職員が原則論を忘れてしまってとにかく徴収するために保護費から充当するという事務的な部分だけが引き継がれてしまう点です。原則論を踏まえた上で、いかに相手方から納得して同意をもらうかという点が大事だと思いますので、そのあたりの指導をしっかりやっていただければと思います。

**財政局長**

全体として収入率も上がってきているし、収入未済額も50億円を切ってきているので、だいぶ進んできているかなと思います。そのような中で、ただいまの局長さん達の話を聞くと、他の良かった業務を横展開してくれていると思いますので、そういう取り組みを早期に着手するとか、先ほどの上下水にあったようにいろんな取り組みで減らしていく、催告だけでなく公売等も含めてやっていくということを横に広げていっていただきたいと思いますが、そうした中でなかなか取れないところが残ってくるわけですけど、生活保護費債権で分納の率が上がっているとのことですので、何か特別な取り組みがあったのなら教えてください。それと、母子父子寡婦でサービスへ委託しているとのことですけど、その委託業務が遅れてしまったというのはちょっと理解不能です。早く委託しないとその間業務はできないものですから、なぜそんなことが起きてしまったのか。1点ずつ教えてください。

**福祉総務課長**

実際には特別な取り組みをしているということはありませんが、本債権管理委員会の中で令和2年度から分納率というものを目標値に定めまして、これを各区生活支援課と共有する形で、できるだけ分納してもらえるように取り組んだ結果が年々上がったということで認識しています。

**子ども家庭課長**

今、財政局長からお話をありましたとおりで、委託業務ですから手付けが早ければ当然ながら業者さんに動いていただける期間が長くなります。これについては、担当していた職員が3か月の育児休暇に入る予定で事務が引き継がれましたが、家庭の事情がありまして復帰が2か月遅くなる中で、課内の担当への引継ぎがスムーズに行われなかつたことと、国からの給付金事業に手を取られて業務の着手が遅れたというのが現状になります。いずれにしても、先ほどこども未来局長からお話をありましたけれども、業務の年間のスケジューリングに甘さがあったと私としては認識しているので、今年は、着手をなるべく前倒しました。また、皆様のお話を聞いていると、当課の債権回収に有効な手段が取れていないと感じます。そこで、先進市で回収率の高いところを調査しています。なかなか回収が難しい債権ではありますが、実績を上げている他都市もありますので、良い事例を参考にさせていただきたいと考えています。

#### 財政局長

いろいろな取り組みを期待しておりますので、よろしくお願いします。

#### 駿河区長

母子父子寡婦も生活保護返還金同様、発生してしまうと収入しにくいものです。以前聞いた話だと、様々な貸付の種類の中で、就学に対する貸付が一番多いと聞いたことがあります。最初は親に対して貸し付けて、その返済になるとその貸付を受け、就学した子どもが関係してくるかと思いますが、どのような状況で収入未済が発生してしまうのか、また、母子父子家庭の子息の将来的な自立という制度の主旨を踏まえた上で、貸付時の対応等、未然防止の取り組みとしてどのようなものが考えられるのか二点お伺いできればと思います。

#### 子ども家庭課長

貸付の内容ですが、毎年、約95%が就学に対するものです。さらに全体の9割が中学を卒業した後の進学のための学費や支度金となっております。こういうものが使われることによってだと思いますが、現在の高校の進学率は、恐らく99%程度だと思います。この点については、ひとり親の世帯でもそれ以外の家庭に比べてマイナス1%程度に収まっていますので、この貸付金が子どもたちの中学校卒業した後の進学に役に立っていると思っています。貸付時の未然防止についてですが、当然ながら借りるのは親御さんになりますが、将来、弁済するのは親御さんから子どもさんへバトンタッチされる場合もありますので、貸付の際にできれば子ども方にも意識をもっていただく、そういう貸付の時のやりとりについては親御さんにも実際に使われるお子さんに対しても「みんなが応援してくれるお金なので、ぜひ有効に使って欲しい。」とお願いしているところです。どのような状況で発生するかですが、ひとり親世帯の約半数は困窮ラインの下で、もともと経済的基盤が弱い世帯が多く、コロナ禍でさらに困窮した家庭もあります。もともと経済的に弱い家庭で、お子さんが高校に行っている中でいろいろなお金がかかりますので、またそ

ここでダメージを受けるというケースも散見されております。それから実際には、世帯の構成員がみなさん若いので転宅が結構あります。その場合、転宅した先を追えないケースや、貸付を受けている方には日本国籍でない方もいまして、祖国に帰られて連絡が取れなくなるというケースもあります。そういう事情が諸々あるにしても、お貸しするお金なので、返していただくのが基本だと思います。それも自立して社会で生きていくための身につけなければいけないものだと思っていますので、そういう働きかけを親御さん、お子さんにしていくのと連帶保証人への働きかけもしていきたいと思います。これについては、ひとり親世帯なので家庭の事情が複雑な場合もあります。連帶保証人に無下にいくと困るという話もありますけど、丁寧にお話を聞く中で対応していきたいと思います。

駿河区長

いろいろ難しい事情もあり、福祉的な面もあると思いますけど、未然に防止する取り組みについて今後も検討していただければと思います。

委員長

私からは、母子父子寡婦で委託業務が令和3年度は8月に実施したのが、令和4年度は1月になってしまったということで、年度末までにほぼ実施期間がないということでした。これにはいろいろな理由があったようですが、今後はこのようなことがないようにしていただきたいです。このケースに限らず、係長さんが係全体をよく把握していると思いますので、通常一月ごとの係員とスケジュール会議をやっていれば、この事業がどうなっているか分かると思います。今回このようなことがありましたけど、それ以外の事業の中での見落としが無きにしも非ずなので、係長さんにはスケジュール管理をしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくご指導お願いします。また、令和5年度の課題解決に向けた取り組みを着実に実施していただいて、目標値も出していただいておりますので、一層の努力をお願いします。それから、滞納整理強化期間の取り組み、成果については、常に検証を行っていただいて、さらに効果的な手法はないか考えながら進めていっていただきたいと思います。

【報告3】令和5年度 債権管理ヒアリング実施結果について

資料3 事務局より資料に基づき説明がされた。

【質疑応答】

財政局長

資料の最後のページで「令和4年度決算で初めて収入未済が生じた債権」の中で、子ども家庭課の22、23、25について、国の経済対策での給付金のような名前ですか

ど、これは条件が変わって過払いになったのか、どういう過払いか分からぬんですけど、今は既に返ってきてるのかもしれません、これが返ってこないというのはどういう状況か分かったら教えてください。

子ども家庭課長

返還がされているかどうかは、今手元に資料がないので正確なことは申し上げられませんが、なぜ発生しているかというと、児童扶養手当の給付世帯にプッシュ型でお送りするのですけど、収入が増えたことで、給付金の対象でなくなることが後になって判明したことによって返還金が生じているのが、この3つの債権になります。判明次第、当然ながら返還を要求していくことで、現在、事務処理は肃々と進めております。

財政局長

国の補助金も受けていて、その清算もあると思いますので、できるだけ早めに整理していただければと思います。

委員長

市税のところで、「一斉催告後の電話催告について、新たな取り組みや課題や改善点が出てくる可能性もある」とのことですけど、今年度実施した中で課題は出てきたのでしょうか。

滞納対策課長

現在、1回、2回と実施したところですが、電話が繋がらない人に対してどのような対策をとっていくかということが課題として挙がっています。それについて、納税係連絡会や徴収部会の中で検討していくことになります。

委員長

電話が繋がらないケースは多々あったと思うが、一斉催告後に電話催告を行うというこの流れにおいては、課題は特に無かったということですか。

滞納対策課長

回数の部分では工夫が必要な部分もあるかと思います。

委員長

今後、課題が出たら改善していただければいいと思います。

納税課長

見直し・改善ということで、財政局長から冒頭説明がありました、既に5月、7月と一斉催告が終わっています。一斉催告というのは、催告書と再発行した納付書と一緒に送りますが、1回目は、その指定期限を25日の給料日より前に設定しましたが、電話催告により25日の給料日以降の納付希望が多々あったため、2回目以

降は、指定期限を25日に変更しました。同じく休日納税相談、これも日曜日に職員が電話催告しますが、その日程も給料日25日前後に設定をしました。

委員長

実際に進めていく中での微調整はあるようですが、今のところ大きな課題、改善点は出てきていないということですか。

納税課長

そうです。今申し上げた課題が出てきたものですから、そういう意見を集約して見直しをしたところです。

委員長

事務局が的確な指摘をしてくれていますので、所管課におきましては、指摘された事項につきまして事務局とも連携して、改善すべきところは改善していただきたいと思います。

【報告4】令和5年度 債権回収に関する方策の実施状況（主要債権）について

**資料4**事務局より資料に基づき説明がされた。

【質疑応答】

上下水道局長

意見としてお願いしたいのですけど、資料4のQRコード決済のところですが、これについて現在、法令改正が進められているようです。今後、その内容等が明らかになってきたところで情報提供をお願いしたいと思います。水道料金、下水道使用料のQRコードの適用について、国から通知が出ていたと思いますので、そのあたりに関する情報がありましたら今後提供をお願いします。

事務局

事務局で情報収集し、各債権に提供したいと思います。

委員長

金融機関の窓口で振り込む際の手数料が現在は無料ですが、これを令和6年度から有料化し、6年度は暫定的に1件あたり60.5円、7年度からは330円欲しいという話が指定金融機関から出ています。従って、納税者が現金で窓口納付する件数を少しでも減らしていきたいと思いますので、様々な収納方法を整備するとともに、口座振替も進めていくようお願いします。方策の実施については、着実に進んでいますので、今後も他都市の状況を調査するなど積極的に進めていただければと思います。

【報告5】令和5年度 債権管理研修実績について

**資料5**事務局より資料に基づき説明がされた。

【質疑】

なし

委員長

かなり工夫して研修を計画されている印象です。弁護士さんなど外部講師を招いての研修も増やしていきたいという話も聞いています。事務局においては、各債権所管課がどのような研修を希望しているかしっかりと把握していただいて、効果的かつ実践的な研修を今後も実施していただきたいと思います。

以上